

## 大妻女子大学大学院生の留学に関する内規

平成22年1月18日  
制定

(総則)

第1条 この内規は、大妻女子大学大学院学則(昭和47年4月1日制定) 第40条の2第6項の規定により、大学院生の留学について必要な事項を定める。

(留学先の大学院)

第2条 留学先の大学院は、外国の大学院又は外国の高等教育研究機関のうち大学院に相当するものとして学長が認定したものとする。

(出願資格)

第3条 留学を希望する者は、本学大学院に半年以上在学していなければならない。

(出願手続)

第4条 留学を希望する者は、原則として6月末又は12月末までに次の書類を専攻主任を経て研究科長に提出しなければならない。

- (1) 留学許可願(本学指定用紙)
- (2) 留学先大学院発行の入学許可証又は受入許可書
- (3) 留学計画書及び履修予定科目一覧
- (4) 留学先大学院の概要が記載された書類及び講義要綱等

(留学の許可)

第5条 研究科長は、提出された書類について専攻会議の意見を徴し、留学が当該学生にとって教育上有益と認められる場合は、研究科委員会の議を経て許可するものとする。

(留学期間)

第6条 留学の期間は1年以内とする。

(留学終了の手続)

第7条 留学を終了した者は、留学修了届を専攻主任を経て研究科長に提出しなければならない。  
2 留学先大学院で修得した授業科目の単位の認定を希望する者は、留学修了届とともに次の書類を専攻主任を経て研究科長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定願(本学指定用紙)
- (2) 留学先大学院発行の成績証明書又は単位修得証明及び評価基準を示す書類
- (3) 当該修得科目の授業内容及び授業時間数を証明する書類

(単位認定)

第8条 研究科長は、専攻会議を経て提出された単位認定案を研究科委員会に諮るものとする。

2 認定する単位数は、学則第40条の2第3項の定めるところによる。

3 認定した単位の評価は、すべて「認」として処理するものとする。

(帰国後の履修取扱い)

第9条 帰国した年度の開講科目の履修を希望する者については、所定の日時に履修登録を認めるものとする。

2 留学先大学院の学年暦の差異によって生ずる履修上の取扱いについては、研究科委員会の定めるところによる。

(留学許可の取消し)

第10条 研究科長は、留学生について次のいずれかに該当する場合には、研究科委員会の議を経て留学許可を取り消すことができる。

- (1) 留学の成果が上がらないと認められたとき
- (2) 本学学生としての本分に反したとき

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会が定める。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。